

春日部市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第1条</p> <p>(5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>(7) <u>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条</u>第1項の規定により出頭した農地等の所有者、<u>農業者</u>その他の<u>関係者</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例又は規則(第3条において「法令等」という。)の規定により証人、鑑定人、参考人等として出頭し、又は参加した者</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 他の法令等の規定に基づき旅費又は実費弁償の支給を受けることができる場合については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第1条</p> <p>(5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する場合も含む。)の規定により出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>(7) <u>農業委員会等に関する法律第29条</u>第1項の規定により出頭した農地等の所有者、<u>耕作者</u>その他の<u>関係人</u></p> <p>(委任)</p> <p>第3条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。